

高梁市社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画

みんなでつくる いきいきと暮らせる

のまち たかはし

～ささえあい・たすけあいのまちづくり～



社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会
会長 内田 親秀

高梁市社会福祉協議会では、平成25年5月に「第1次地域福祉活動計画」を策定し、基本理念である「みんなでつくる いきいきと暮らせる愛のまち たかはし」～ささえあい・たすけあいのまちづくり～を実現するため、住民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

しかしながら、この間も、少子高齢化は急速に進み、人口減少に加え高齢者のみの世帯が増加し、地域や家庭、職場等人々の生活領域における支え合いの基盤や人と人とのつながりは弱まってきており、地域が抱える福祉課題は、多様化、複雑化してきています。

こうした状況の中、国においては、住民一人ひとりが福祉を「サービスの受け手と担い手」として考えるのではなく、当事者として「我が事」と考え、包括的な支援体制を構築していく「地域共生社会」の実現を目指しており、地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会には、身近な生活圏でのあらゆる生活課題への対応、また、地域のつながりの再構築が求められています。

このような背景から、本会では、これまでの取組の成果や地域の福祉課題を整理し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、この度「第2次地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、第1次地域福祉活動計画を踏襲しており、新たな取り組みとして災害ボランティアセンターの仕組みづくりを明記しております。

昨年に起きた7月豪雨災害は、市内各地に甚大な被害をもたらしました。本会では、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災地の復旧に努めてまいりましたが、初めての取り組みであったため、課題も明らかとなりました。今後、いつ起きるかわからない災害に備えるためこの度明らかになった課題を解決し、本市の状況にあった災害ボランティアセンターの仕組みづくりを行ってまいります。

また、本計画の推進に際しては、引き続き、市とのパートナーシップをより強固なものとし、高梁市の地域福祉施策の充実に努め、誰もが安心して暮らせる「ささえあい・たすけあいのまちづくり」を進めてまいりますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました高梁市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員、顧問の皆様をはじめ、各地区で開催しました福祉座談会に参加いただきました市民の皆様、各種関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。



「いきいきと暮らせる愛のまち」の実現に向けて
～暮らしのなかの課題解決を市民の皆様とともに～

高梁市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画

策定委員会委員長 石田 敦

吉備国際大学 教授

このほど、高梁市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画を、当社会福祉協議会会長 内田親秀様に無事提出することができました。この策定委員に委嘱された15名の委員一同、その責任を果たせたことに喜びと安堵を感じています。この委員会は、様々な組織・団体を代表する方々で構成されています。たとえば、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡協議会、身体障害者福祉協会、高梁市PTA連合会、そして高梁市健康福祉部を代表する方達です。広く様々な立場にある市民の方々や行政機関の方々からのご要望やご意見は、この計画に着実に反映させることができたと考えています。

少子高齢化と過疎化が同時進行する中で、社会福祉協議会には、国や自治体の福祉制度では対応しきれない地域の生活課題の解決に取り組み、その連絡調整役を担う役割がますます期待されています。委員会では、この役割にそって、基本理念として掲げた「みんなでつくる いきいきと暮らせる愛のまち たかはし」をどのようにして実現するか、その具体的で実行可能な活動計画を検討してきました。

ただし、計画を検討する段階でいくつかの大きな問題に出くわしました。ひとつは、財政的な基盤の弱さの問題です。活動をしようとするればそれに必要な財源を確保しなくてはなりません。しかし、会費収入、寄付金収入などを見ましても、むしろ財源の確保は近年一層厳しさを増しています。そのため、事業の質を落とさず、事業のスリム化・効率化を図る努力が求められます。しかしこれらにも限界があります。またもうひとつは、社会福祉協議会に対する無関心の問題です。社会福祉協議会の活動によって生活が支えられている方たちが多くおられるにもかかわらず、社会福祉協議会は、幅の広い年齢層の方たちに理解され、支えられる存在にはなっていないというのが実情です。自分で難なく生活できる人たちにとっては、社会福祉協議会の活動は、ほとんど無縁のものでしょうから、当然かもしれません。

ですが、ここでとりあげた二つの問題は、地域社会を維持するために、真剣に市民の皆様とともに考えなくてはならない課題です。さらに加えるなら、昨年7月の豪雨災害のような自然災害への復興のための活動も、日頃より一層真剣に考えておかななくてはならない課題として浮かびあがってきます。今後、こういった課題を抱えるなか、社会福祉協議会には、市民の皆様から一層の関心、理解、そして支援が得られることを期待するものです。

最後になりましたが、顧問としてご助言をいただきました高梁市健康福祉部 宮本健二様 および岡山県社会福祉協議会 吉田光臣様 には、心より厚く御礼申し上げます。そして何よりも、これからの5年間、この活動計画を実行に移す社会福祉協議会の職員の方々が、基本理念を実現すべくご尽力くださることを期待しています。

目 次

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の意義	1
①計画策定の背景	1
②社会福祉協議会と地域福祉活動計画	1
(2) 計画の性格	1
①計画の位置づけ	1
②計画の期間	2
③計画の策定方法	2

2. 高梁市を取り巻く状況

(1) 高梁市の概況	5
①高梁市の地勢	5
②人口構造の推移	5
③人口ピラミッド	7
④人口の推計	8
⑤世帯状況	9
⑥一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみの世帯数の推計	10
⑦身体障害者の状況	10
⑧知的障害者の状況	12
⑨精神障害者の状況	13
⑩生活保護受給者の状況	14
(2) 福祉課題の状況	15
①福祉課題の整理	15

3. 基本構想

(1) 基本理念	21
(2) 基本目標	25

4. 実施計画

(1) 基本目標 1 地域で活躍できる人づくり	29
(2) 基本目標 2 手と手をつなぐ地域づくり	31
(3) 基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり	34
(4) 基本目標 4 地域福祉活動を支える体制づくり	37

5. 計画の推進に向けて

- (1) 法人運営体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
 - ①社会福祉協議会の運営体制の強化・・・・・・・・・・・・41
 - ②法人運営における意識改革・・・・・・・・・・・・・・41
 - ③安定した活動財源の確保・・・・・・・・・・・・・・41
- (2) 計画の総合的な推進と評価・・・・・・・・・・・・・・45
 - ①計画の理解と普及・・・・・・・・・・・・・・45
 - ②計画の進捗管理と評価体制の整備・・・・・・・・・・・・45
 - ③事業成果の公表・・・・・・・・・・・・・・45

6. 資料

- (1) 地域福祉活動計画策定委員会・・・・・・・・・・・・・・47
 - ①設置要綱・・・・・・・・・・・・・・47
 - ②委員等名簿・・・・・・・・・・・・・・49
- (2) 地域福祉活動計画ワーキングチーム・・・・・・・・・・・・50
 - ①設置要綱・・・・・・・・・・・・・・50
 - ③名簿・・・・・・・・・・・・・・52
 - ④策定経過・・・・・・・・・・・・・・53
- (3) 用語解説・・・・・・・・・・・・・・54

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の意義

①計画策定の背景

本会では、少子高齢化や過疎化、核家族化の進行に伴い、家族の絆や住民同士の社会的な「つながり」が希薄化し、地域が抱える福祉課題が複雑多岐にわたる中、平成25年4月に「みんなでつくる いきいきと暮らせる愛のまち たかはし」～ささえあい・たすけあいのまちづくり～を基本理念に掲げた第1次地域福祉活動計画を策定しました。そして、地域福祉推進の中核を担う団体として、地域住民とともに事業を推進してきました。

しかしながら、本市では人口減少が進んでおり、社会的孤立や経済的困窮の問題など、公的な制度や施策では補うことができない新たな福祉課題も発生しています。

こうした状況の中、本会では、第1次地域福祉活動計画の基本理念を踏襲するとともに、地域住民が役割を持ち、自分らしく活躍できるささえあい・たすけあいのまちづくりを進め、また、公的な福祉サービスを活用するなどし、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を目指すことを目的に第2次地域福祉活動計画を策定します。

②社会福祉協議会と地域福祉活動計画

市町村社協は、社会福祉法（109条）において「地域福祉の推進組織」として位置づけられており、その使命・役割は「住民主体」の原則を基に、地域の生活課題を発掘・共有化し、地域住民と一緒に課題への対応を図っていくことにあります。

こうした中で、市町村社協がその使命や役割を果たすために必要な羅針盤ともいえるものが「地域福祉活動計画」であり、この計画を策定することは、市町村社協の使命・役割に立ち返って「住民主体」で地域福祉を推進していくという根幹をなす極めて重要な取り組みになります。

(2) 計画の性格

①計画の位置づけ

地域福祉活動計画とは、市町村社協の呼びかけのもと、行政関係者や地域住民をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者、各種ボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画（アクションプラン）であり、本会の今後の指針となる基本計画です。

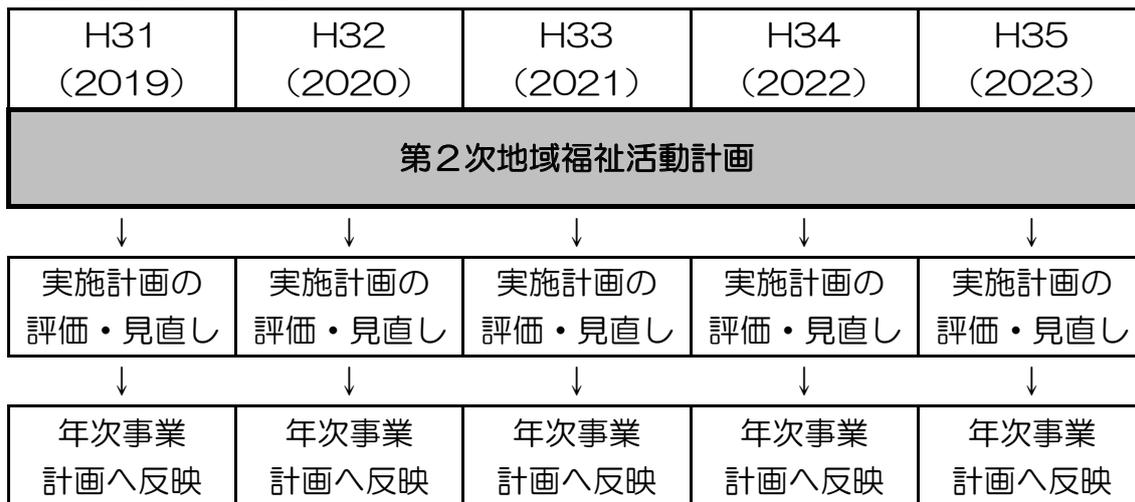
本計画は、高梁市の「高梁市新総合計画」や「高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」等との整合を図り策定するものです。

②計画の期間

本計画は、平成31年度を初年度とする平成35年度までの5か年を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や社会福祉の動向に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画に基づく具体的な実施計画の内容については、本会の年次事業計画に反映していきます。

【図1】計画の期間



③計画の策定方法

■策定委員会

地域福祉活動計画を円滑に策定するため、福祉団体・地縁組織、保健・医療関係機関、行政関係機関、学識経験者、ボランティア等で構成する高梁市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会を設置し、活動計画の内容について検討を行います。

■福祉座談会の開催

本会と地区社会福祉協議会の共催により、各地区で福祉座談会を開催し、本会が取り組んでいる事業を説明するとともに、ワークショップなどを通じ、地域の福祉課題の把握を行います。

■ニーズ調査の実施

各地区の実状に応じた地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会が中心となり、地域住民が抱える具体的な福祉課題の把握を行いました。

「地域福祉活動計画の定義」

▼地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

▼その内容は、「福祉ニーズが生まれる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の活動内容と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとに取りまとめた取り決め」である。

▼具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民の様々な要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」までを含んだものと考えられる。

※「地域福祉活動計画策定に向けて」抜粋

「社会福祉協議会の法的位置づけ」

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※社会福祉法抜粋

「社会福祉協議会について」

▼組織の性格

地域における住民組織と公私の社会福祉事業者の関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

▼社協の活動原則

【住民ニーズ基本の原則】

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。

【住民活動主体の原則】

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進める。

【民間性の原則】

民間組織としての特性をいかし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進める。

【公私協働の原則】

公私の社会福祉及び保健、医療、教育、労働党の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進める。

【専門性の原則】

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進める。

※新・社会福祉協議会 基本要項抜粋

(1) 高梁市の概況

①高梁市の地勢

本市は、県中西部に広がる吉備高原に位置しており、面積 547.01 km² で県土の 7.7% を占めています。市域の約 78% は山林、原野が占めており、年間を通じて霧の発生が多く、高原部では昼夜の温度差が大きくなるのが特徴といえます。

市の中央部には県下三大河川のひとつ、高梁川が南北に貫流し、高梁川、成羽川及び有漢川の流域の平地に市街地が広がり、その他は、急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部に集落が点在しています。

※高梁市新総合計画より抜粋

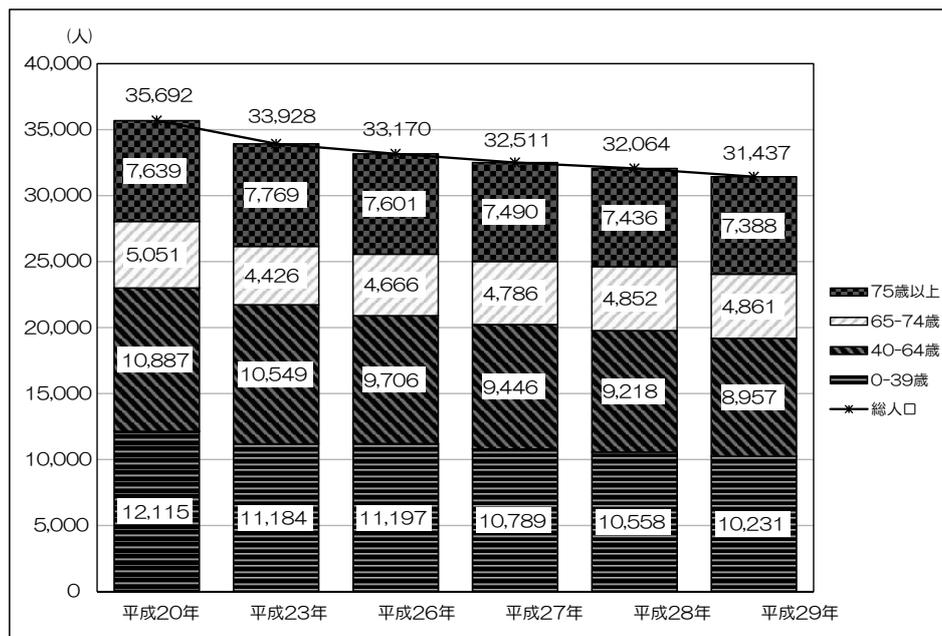
②人口構造の推移

本市の総人口（住民基本台帳登録人口）は、平成20年から平成29年までの10年間で4,255人減少（11.9%減）しています。

年齢区分別にみると、0～39歳人口が1,884人減少（15.6%減）、40～64歳（2号被保険者）人口が1,930人減少（17.7%減）しています。

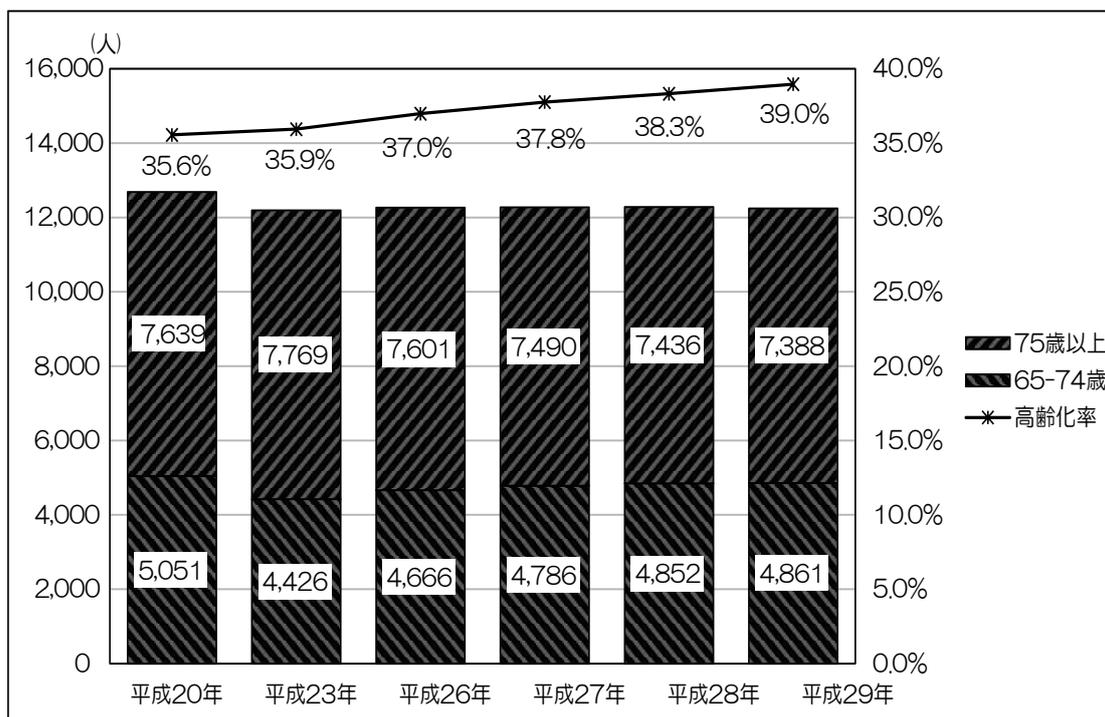
高齢者人口（第1号被保険者）のうち65歳～74歳（前期高齢者）人口が190人減少（3.8%減）し、75歳以上（後期高齢者）人口も251人減少（3.3%減）しています。なお、前期高齢者人口は平成24年12月まで減少していましたが、平成25年1月から増加に転じ、平成24年3月まで増加していた後期高齢者では、平成24年4月から減少に転じています。

【図2】 総人口・年齢区分別人口の推移各年9月30日現在)



(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

【図3】高齢者数及び高齢化率の推移各年9月30日現在



(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

【表1】総人口・年齢区分別人口の推移各年9月30日現在

区分	平成20年	平成23年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	増減率 (H20→H29)
	第3期 最終年	第4期 最終年	第5期 最終年	第6期計画期間			
総人口	35,692人 100.0%	33,928人 100.0%	33,170人 100.0%	32,511人 100.0%	32,064人 100.0%	31,437人 100.0%	-11.9%
0-39歳	12,115人 33.9%	11,184人 33.0%	11,197人 33.8%	10,789人 33.2%	10,558人 32.9%	10,231人 32.5%	-15.6%
40-64歳	10,887人 30.5%	10,549人 31.1%	9,706人 29.3%	9,446人 29.1%	9,218人 28.7%	8,957人 28.5%	-17.7%
65歳以上	12,690人 35.6%	12,195人 35.9%	12,267人 37.0%	12,276人 37.8%	12,288人 38.3%	12,249人 39.0%	-3.5%
65-74歳	5,051人 14.2%	4,426人 13.0%	4,666人 14.1%	4,786人 14.7%	4,852人 15.1%	4,861人 15.5%	-3.8%
75歳以上	7,639人 21.4%	7,769人 22.9%	7,601人 22.9%	7,490人 23.0%	7,436人 23.2%	7,388人 23.5%	-3.3%

(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

③人口ピラミッド

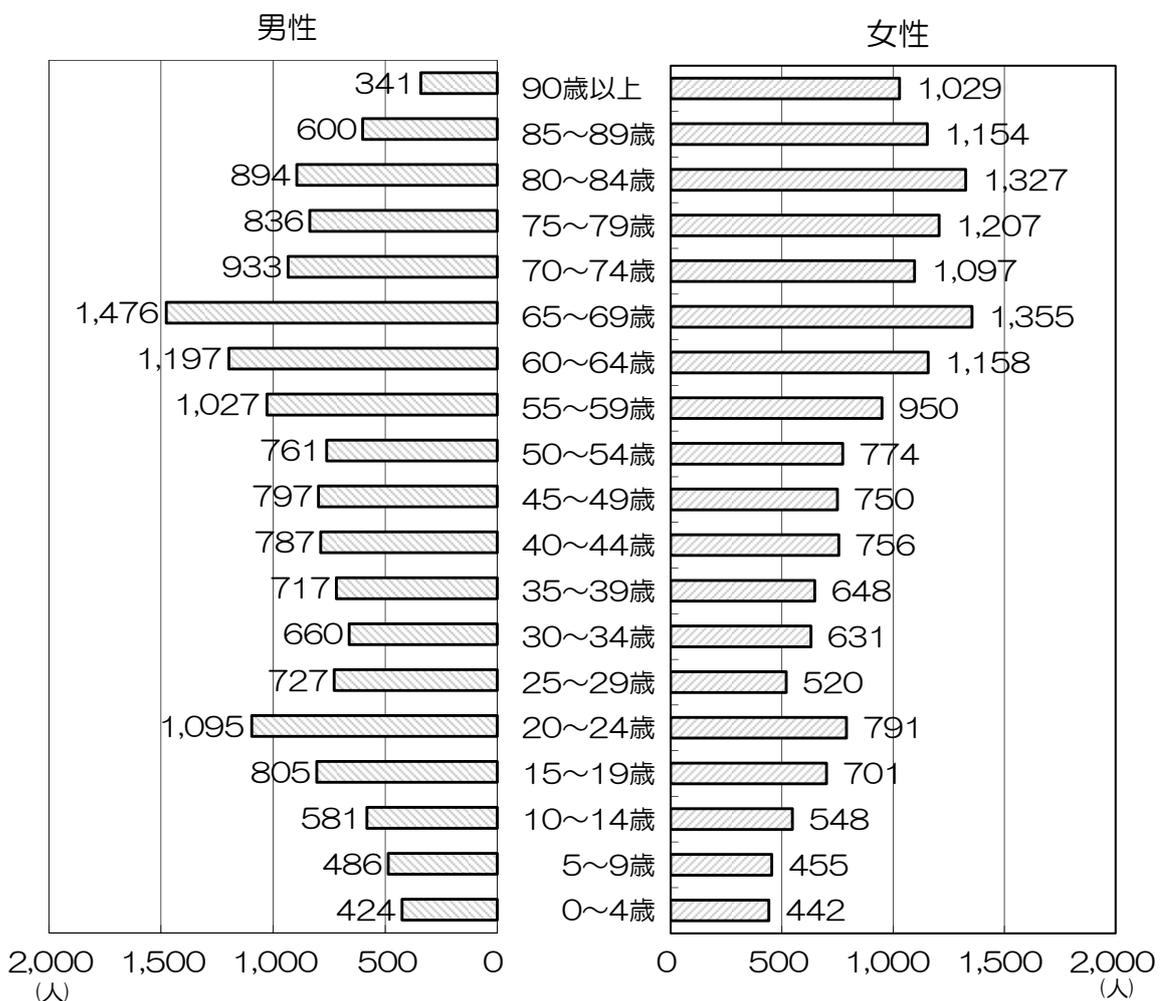
住民基本台帳に基づく本市の人口構成（平成29年9月30日現在）は以下のとおりです。

65歳以上人口は男性が5,080人、女性が7,169人と、女性が2,089人上回っています。

年齢階層別では「65～69歳」の人口が最も多く、団塊の世代が65歳を迎えたためと考えられます。

高齢者人口は減少していますが、全体人口が減少しているため、高齢化率は今後も上昇するものと推測されます。

【図4】人口ピラミッド（平成29年9月30日現在）



男	15,144人
女	16,293人
総人口	31,437人

（資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）

④人口の推計

平成29年9月30日現在の住民基本台帳の性別・年齢階級別人口を用いて、コーホート要因法により平成37（2025）年までの推計人口を算出した結果、総人口は今後も徐々に減少すると予測されます。

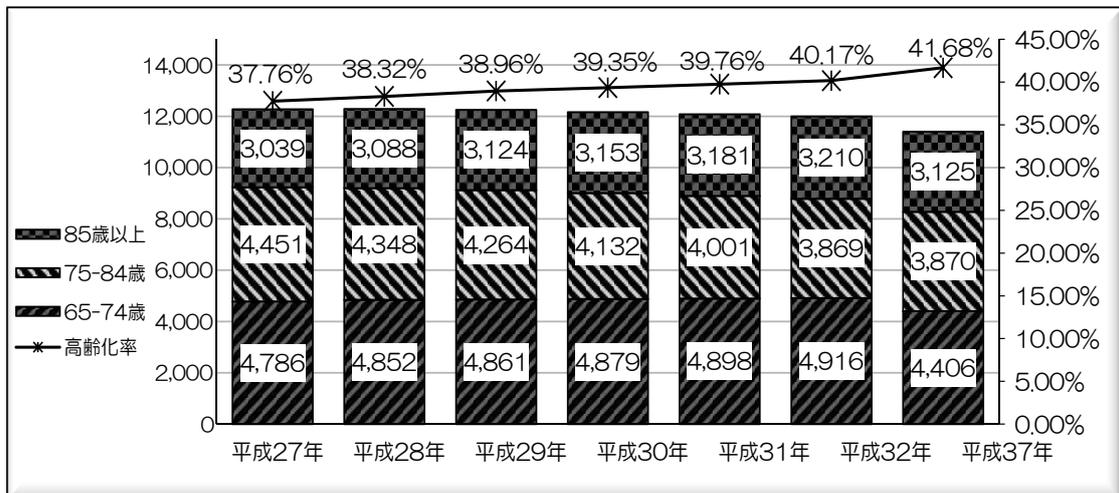
65歳以上の人口は、平成29年から平成32年までの3年間で254人減少し、平成37（2025）年までの8年間で848人減少すると予測されます。65～74歳の人口は今後数年緩やかに増加し平成34（2022）年頃から減少に転じると予測されます。75歳以上の人口は平成24年3月をピークに減少しており、今後も減少すると予測される一方で、85歳以上人口は増加を続けており、今後もしばらくは増加すると予測されます。

【表2】人口の推計

区分	人 口			推計人口				増減率 (H37/H29)
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年	
総人口	32,511	32,064	31,437	30,911	30,384	29,858	27,353	-12.99%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	
0-14歳	3,052	3,033	2,936	2,862	2,787	2,713	2,408	-17.98%
	9.39%	9.46%	9.34%	9.26%	9.17%	9.09%	8.80%	
15-39歳	7,737	7,525	7,295	7,137	6,978	6,820	6,050	-17.07%
	23.80%	23.47%	23.21%	23.09%	22.97%	22.84%	22.12%	
40-64歳	9,446	9,218	8,957	8,748	8,539	8,330	7,494	-16.33%
	29.05%	28.75%	28.49%	28.30%	28.10%	27.90%	27.40%	
65歳以上 (高齢者人口)	12,276	12,288	12,249	12,164	12,080	11,995	11,401	-6.92%
	37.76%	38.32%	38.96%	39.35%	39.76%	40.17%	41.68%	
前期高齢者 65-74歳	4,786	4,852	4,861	4,879	4,898	4,916	4,406	-9.36%
	14.72%	15.13%	15.46%	15.78%	16.12%	16.46%	16.11%	
後期高齢者 75歳以上	7,490	7,436	7,388	7,285	7,182	7,079	6,995	-5.32%
	23.04%	23.19%	23.50%	23.57%	23.64%	23.71%	25.57%	
75-84歳	4,451	4,348	4,264	4,132	4,001	3,869	3,870	-9.24%
	13.69%	13.56%	13.56%	13.37%	13.17%	12.96%	14.15%	
85歳以上	3,039	3,088	3,124	3,153	3,181	3,210	3,125	0.03%
	9.35%	9.63%	9.94%	10.20%	10.47%	10.75%	11.42%	

（資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）

【図5】高齢者数及び高齢化率の推移（各年9月30日現在、平成30年以降は推計値）



（資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）

⑤世帯状況

平成17年と平成27年の国勢調査結果を比較すると、一般世帯数は12.1%減少している一方で、65歳以上の単独世帯は16.2%増加しています。

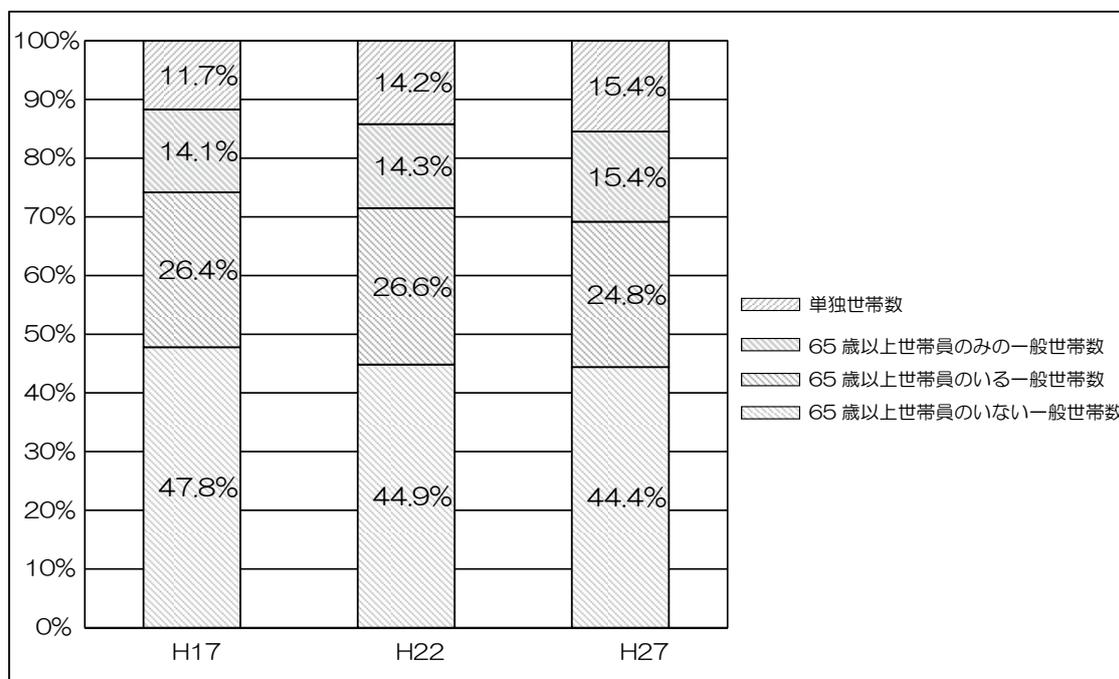
また、65歳以上世帯員のみ的一般世帯数は、平成22年調査から2.3%増加し、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯が増加しています。

【表3】一般世帯数と構成比単位：世帯・%

区分		平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数合計	世帯	15,278	14,077	13,431
	構成割合	100.0	100.0	100.0
65歳以上世帯員のいない一般世帯数	世帯	7,301	6,314	5,966
	構成割合	47.8	44.9	44.4
65歳以上世帯員のいる一般世帯数 (65歳以上世帯員のみ的一般世帯を除く)	世帯	4,035	3,749	3,328
	構成割合	26.4	26.6	24.8
65歳以上世帯員のみ的一般世帯数 (65歳以上の単独世帯を除く)	世帯	2,156	2,016	2,062
	構成割合	14.1	14.3	15.4
65歳以上の単独世帯	世帯	1,786	1,998	2,075
	構成割合	11.7	14.2	15.4

(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

【図6】調査年別の構成比



(資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

⑥一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみの世帯数の推計

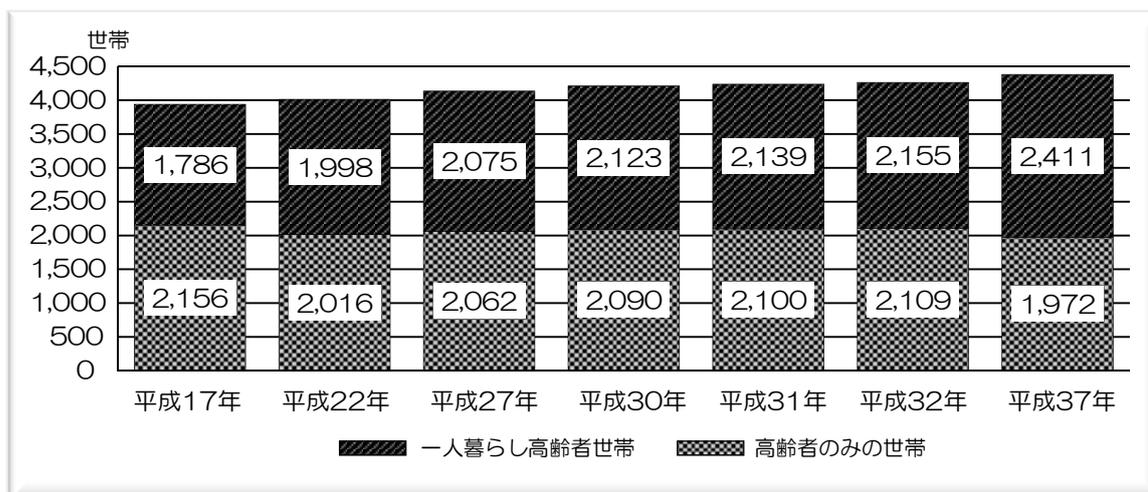
過去の国勢調査結果を基に、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯数を推計しました。一人暮らし高齢者世帯数及び高齢者のみの世帯数ともにしばらくは増加の傾向です。

【表4】一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯数推計（単位：世帯）

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
	国勢調査結果			推計値			
高齢者のみの世帯	2,156	2,016	2,062	2,090	2,100	2,109	1,972
一人暮らし高齢者世帯	1,786	1,998	2,075	2,123	2,139	2,155	2,411

（資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）

【図7】一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯数推計



（資料：高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）

⑦身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年3月末で1,754人となっており、平成25年3月末の2,008人と比較して254人減少（12.6%減）しています。平成29年3月末の年齢構成では、身体障害者のうち65歳以上が81.8%と高齢者が大半を占めています。

また、平成29年3月末の1・2級の重度身体障害者は、691人で、身体障害者全体の39.4%を占めています。

【表5】障害種別身体障害者手帳所持者の推移（各年3月31日現在）（単位：人）

区	分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	人数	142	133	126	123	116
	(構成比)	7.1%	6.7%	6.6%	6.7%	6.6%
聴覚・平衡 機能障害	人数	181	172	167	164	154
	(構成比)	9.0%	8.6%	8.7%	8.9%	8.8%
音声・言語・そしゃく 機能障害	人数	24	23	27	23	25
	(構成比)	1.2%	1.2%	1.4%	1.2%	1.4%
肢体不自由	人数	1,215	1,219	1,172	1,117	1,039
	(構成比)	60.5%	61.2%	61.1%	60.3%	59.2%
内部機能障害	人数	446	445	426	424	420
	(構成比)	22.2%	22.3%	22.2%	22.9%	24.0%
計	人数	2,008	1,992	1,918	1,851	1,754
	(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

【表6】障害種別・年齢別身体障害者手帳所持者数（平成29年3月31日現在）
（単位：人）

区	分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
視覚障害	人数	0	21	95	116
	(構成比)	0.0%	18.1%	81.9%	100.0%
聴覚・平衡 機能障害	人数	1	17	136	154
	(構成比)	0.7%	11.0%	88.3%	100.0%
音声・言語・そしゃく 機能障害	人数	0	7	18	25
	(構成比)	0.0%	28.0%	72.0%	100.0%
肢体不自由	人数	11	188	840	1,039
	(構成比)	1.1%	18.1%	80.8%	100.0%
内部機能障害	人数	3	71	346	420
	(構成比)	0.7%	16.9%	82.4%	100.0%
計	人数	15	304	1,435	1,754
	(構成比)	0.9%	17.3%	81.8%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

【表7】等級別身体障害者手帳所持状況（平成29年3月31日現在）

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	人数	33	29	9	15	15	15	116
	(構成比)	28.5%	25.0%	7.8%	12.9%	12.9%	12.9%	100.0%
聴覚・平衡 機能障害	人数	6	29	14	35	1	69	154
	(構成比)	3.9%	18.8%	9.1%	22.7%	0.7%	44.8%	100.0%
音声・言語・ そしゃく 機能障害	人数	2	1	12	10	0	0	25
	(構成比)	8.0%	4.0%	48.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	人数	130	176	192	362	116	63	1,039
	(構成比)	12.5%	16.9%	18.5%	34.8%	11.2%	6.1%	100.0%
内部機能障害	人数	282	3	36	98	0	1	420
	(構成比)	67.2%	0.7%	8.6%	23.3%	0.0%	0.2%	100.0%
計	人数	453	238	263	520	132	148	1,754
	(構成比)	25.8%	13.6%	15.0%	29.7%	7.5%	8.4%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

⑧知的障害者の状況

本市の療育手帳所持者は、平成29年3月末で286人となっており、平成25年の265人と比較して21人増加（7.9%増）しています。年齢構成では、18～64歳が67.5%と大半を占めています。また、程度別では、31.8%にあたる91人が重度、68.2%にあたる195人が中軽度となっています。

【表8】障害程度別知的障害者療育手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A (重度)	人数	90	90	88	88	91
	(構成比)	34.0%	33.1%	32.5%	31.0%	31.8%
B (中軽度)	人数	175	182	183	196	195
	(構成比)	66.0%	66.9%	67.5%	69.0%	68.2%
計	人数	265	272	271	284	286
	(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

【表9】年齢別・障害程度別療育手帳の所持状況（平成29年3月31日現在）

（単位：人）

区 分		0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
A (重度)	人数	8	66	17	91
	(構成比)	8.8%	72.5%	18.7%	100.0%
B (中軽度)	人数	39	127	29	195
	(構成比)	20.0%	65.1%	14.9%	100.0%
計	人数	47	193	46	286
	(構成比)	16.4%	67.5%	16.1%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

⑨精神障害者の状況

本市の精神保健福祉手帳所持者は、平成29年3月末で203人となっており、平成25年の157人と比較して46人増加（29.3%増）しています。平成29年3月末の年齢構成では、18～64歳が75.9%、65歳以上が24.1%になっています。

【表10】等級別精神保健福祉手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	人数	32	34	36	35	32
	(構成比)	20.3%	19.8%	19.0%	18.0%	15.8%
2級	人数	112	127	138	140	151
	(構成比)	71.3%	73.8%	72.6%	72.2%	74.4%
3級	人数	13	11	16	19	20
	(構成比)	8.3%	6.4%	8.4%	9.8%	9.8%
計	人数	157	172	190	194	203
	(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

【表11】年齢別・等級別精神保健福祉手帳の所持状況（平成29年3月31日現在）

（単位：人）

区 分		0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
1級	人数	0	17	15	32
	(構成比)	0.0%	53.1%	46.9%	100.0%
2級	人数	0	118	33	151
	(構成比)	0.0%	78.1%	21.9%	100.0%
3級	人数	0	19	1	20
	(構成比)	0.0%	95.0%	5.0%	100.0%
計	人数	0	154	49	203
	(構成比)	0.0%	75.9%	24.1%	100.0%

（資料：第3期高梁市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

⑩生活保護受給者の状況

生活保護の受給者と受給世帯数は、平成25年度から平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成28年度からは減少傾向にあります。しかしながら、生活保護率は、1%を超えています。

【表12】生活保護世帯・受給者の推移（各年4月30日現在）

（単位：人・%・世帯数）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	33,731	33,218	32,617	32,054	31,556	30,955
被保護実人数	305	325	342	327	312	319
生活保護率	0.90	0.98	1.05	1.02	0.99	1.03
生活保護世帯数	225	234	241	236	222	221

（資料：高梁市）

(2) 福祉課題の状況

①福祉課題の整理

本会では、第2次地域福祉活動計画の策定にあたり、地域の福祉課題を把握するため市内14地区で福祉座談会を開催し、「町内会での互助活動」「こんなサービスや制度があったらいいのに」をテーマにワークショップを行いました。

また、平成26年度から平成29年度には、各地区の実状に応じた地域福祉活動を推進するため、各地区社会福祉協議会が中心となり地域住民を対象に地域が抱える具体的な福祉課題等の把握を行っています。本会では、これらを整理し、新たに4つの項目を下記のようにまとめました。

少子高齢化・人口減少に伴う人材不足

見守り活動やボランティア活動等の地域福祉活動を進めるためには、「人」の力は欠かせません。少子高齢化、人口減少が進む本市にとって、ボランティアの確保・育成は大きな課題の一つであり、一人でも多くの方に地域福祉に関心をもっていただき、住民互助の活動へ参画していただくことが求められています。

地域住民の意見

- ・ボランティアが集まらない。
- ・ボランティアが高齢化し、活動が難しくなっている。
- ・ボランティアをする若い人がいない。
- ・人の世話をしたいとは思いますが、自分のことが精一杯で、迷惑をかけたくはない。

など

コミュニティ機能の再構築

少子高齢化や過疎化、核家族化の進行により、家族の絆や住民同士の社会的なつながりが希薄化し、地域が抱える福祉課題は複雑多岐にわたっています。地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民一人ひとりが役割をもち、支え合い助け合う互助力を基盤とした仕組みづくりが求められています。

地域住民の意見

- ・地域のつながりが薄いと感じる。みんなが、暮らしやすく安全な生活が送れるようにみなさんで知恵を出し合っていければと思います。
- ・どんどん高齢化が進み、町内会存続の危機である。
- ・気軽に集える場所が欲しい。
- ・一人暮らしで何かあった時、誰も見つけてくれなかったらと思うと不安。
- ・お年寄りや一人暮らしの見守りや声掛けが大切だと思う。

など

福祉課題（相談内容）の複雑・複合化

世帯構造の変化により、単身世帯や一人親世帯の社会的孤立、児童・高齢者・障害者の虐待、更には、生活困窮や引きこもりなど本会に寄せられる相談内容は複雑・複合化しており、相談者一人ひとりに合った適切な支援を行うことにより安心して暮らせる環境づくりが求められています。

地域住民の意見

- ・話し相手や相談相手がいない。
- ・経済的に苦しい子や孫の暮らしの応援が負担で老後が厳しい。
- ・ひきこもりの子どもについて、それぞれの機関に相談していますが、親が元気な間は見守りをしてやれますが、その先が心配です。

など

社会福祉協議会活動への理解促進

継続的かつ安定した事業推進を行っていくためには、地域住民に本会事業への理解を深めていただくことが重要になってきます。迅速かつ正確な情報提供を行う仕組みを整備する必要があります。

地域住民の意見

- ・「社会福祉協議会とは・・・」についてもっとアピールしてもよいのではないか。地区社会福祉協議会や福祉委員に携わっていない限り、社会福祉協議会が何なのか知らない人がいる。
- ・社会福祉協議会の事業の詳しい内容を知りたい。

など

【表13】平成29年度福祉座談会の開催実績

日付	曜日	時間	地区	場所	参加人数
1/26	金	9:00	備中	備中やすらぎの里センター ハウス	48人
1/28	日	10:30	高倉	高倉生活改善センター	28人
1/29	月	18:30	巨瀬	巨瀬地域福祉センター	33人
1/30	火	10:00	津川	津川総合会館	23人
1/31	水	18:30	有漢	有漢保健センター	35人
2/1	木	18:00	川上	川上保健センター	47人
2/2	金	19:00	松原	松原町コミュニティハウス	41人
2/3	土	13:30	高梁	高梁総合福祉センター	75人
2/8	木	19:00	中井	方谷の里ふれあいセンター	29人
2/9	金	19:00	落合	落合研修会館	36人
2/13	火	19:00	宇治	宇治総合会館	34人
2/16	金	19:00	川面	川面地域福祉センター	38人
2/18	日	13:30	成羽	成羽総合福祉センター	71人
2/19	月	13:30	玉川	玉川総合会館	23人
合 計					561人

【表14】平成30年度福祉座談会の開催実績

日付	曜日	時間	地区	場所	参加人数
1/24	木	13:30	玉川	玉川総合会館	16人
1/25	金	9:00	備中	備中やすらぎの里センター ハウス	47人
1/25	金	19:00	松原	松原町コミュニティハウス	39人
1/27	日	13:30	高倉	高倉生活改善センター	25人
1/29	火	10:00	津川	津川総合会館	22人
1/29	火	18:30	巨瀬	巨瀬地域福祉センター	36人
1/30	水	18:30	有漢	有漢保健センター	36人
1/31	木	18:00	川上	川上保健センター	56人
2/2	土	13:30	高梁	高梁総合福祉センター	81人
2/3	日	14:00	成羽	成羽福祉センター	82人
2/7	木	19:00	中井	方谷の里ふれあいセンター	33人
2/8	金	18:30	落合	落合研修会館	41人
2/12	火	18:00	宇治	宇治総合会館	22人
2/15	金	19:00	川面	川面地域福祉センター	41人
合 計					577人

【表15】ニーズ調査実施実績

年度	調査期間	地区	調査件数	回答数	回収率
27	10月～11月	松原	257世帯	226人	87.9%
27	11月～12月	高倉	252世帯	170人	67.5%
27	1月～3月	川上	1,080世帯	694人	64.2%
28	6月～8月	有漢	955人	523人	54.8%
28	7月～8月	津川	390世帯	299人	76.7%
28	7月～8月	玉川	250世帯	172人	68.8%
28	7月～11月	備中	890世帯	480人	53.9%
28	2月～3月	成羽	1038人	930人	89.6%
29	10月～12月	落合	1,223世帯	549人	44.9%

2. 高梁市を取り巻く状況

(1) 基本理念

第1次地域福祉活動計画では、高梁市で暮らすすべての人が、ささえあい・たすけあって住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができる社会を目指し、「みんなでつくる いきいきと暮らせる愛のまち たかはし～ささえあい・たすけあいのまちづくり～」を基本理念に掲げ、地域福祉推進を図ってきました。

第1次の計画策定から5年が経過する中、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していますが、ささえあい・たすけあいによる住み慣れた地域での生活は、以前にも増して必要とされています。

そこで、第2次地域福祉活動計画では、第1次の基本理念を踏襲し、4つの項目に整理した福祉課題の解決に向けた新たな基本目標を設定しました。

【基本理念】

みんなでつくる いきいきと暮らせる愛のまち たかはし
～ささえあい・たすけあいのまちづくり～

3. 基本構想



(2) 基本目標

基本目標 1 地域で活躍できる人づくり

現在、地域福祉活動の様々な場面で、地域福祉の担い手として、地域の方やボランティアの方が活躍されています。

本会では、ボランティアセンター事業の中で、ボランティアの人材育成や活動支援を行っており、シルバー人材センター事業では、高齢者の就労機会を提供し、生きがいの増進等を図っています。

また、平成30年7月豪雨災害では、全国から災害ボランティアを受け入れるとともに、市民同士のつながりによる災害に強い地域をつくっていくため、市民を対象とした災害ボランティアの確保に努めてきました。

しかしながら、人口減少が進む本市では、ボランティアやシルバー会員の確保が難しくなっており、地域福祉の担い手の確保は、今後、益々大きな課題になることが予測されます。

本会では、子どもから高齢者まで広く福祉教育を推進し、大学等が有する専門知識を持った人材との連携を深め、地域福祉活動に携わる人材の発掘・育成に努めていきます。また、地域社会の中で自らの知識と経験を活かし、地域福祉の担い手として積極的かつ自主的に活躍できる場や機会を提供していきます。

重点目標①／「ボランティアの育成と活動の活性化」

【主要事業】

- ボランティアセンター事業
- 児童・生徒のボランティア活動普及事業
- 夏のボランティア体験事業
- 福祉出前講座
- 災害ボランティアセンター事業

重点目標②／「生涯に渡り地域で活躍できる社会参加の支援」

【主要事業】

- 高梁市シルバー人材センター事業
- 老人クラブ活動支援

基本目標2 手と手をつなぐ地域づくり

少子高齢化や過疎化、核家族化が進み、家族の絆や住民同士の社会的なつながりは希薄化しており、地域住民が抱える福祉課題は、複雑多岐にわたっています。

こうした状況の中、本会では、地区社会福祉協議会を小地域福祉活動における基礎組織とし、地域住民が抱える福祉課題や困りごとを共に考え、お助け隊派遣事業等を通じて解決に向けた取り組みを行っています。また、町内会では、福祉委員を中心とした見守り・声かけ活動や生きがいづくりや引きこもり・閉じこもり防止につながるふれあいサロン事業を推進しています。

地域住民がいつまでも住み慣れた地域で、安全に、安心して可能な限り自立した生活を送っていくためには、一人ひとりが、自分たちの住んでいる地域に目を向け、主体的に地域福祉活動に取り組むとともに、ささえあい・たすけあっていくことが必要となります。

本会では、住民同士の共助力の醸成を図り、地区社会福祉協議会とともに福祉課題を把握・分析し、各地区の実情に応じた地域福祉活動を推進していきます。

重点目標①／「ささえあい・たすけあい」で繋がる地域福祉の推進

【主要事業】

- ふれあい福祉講座
- ふれあいサロン事業
- 子育て支援事業
- 敬老事業
- 敬老祝い品贈呈事業
- 災害等見舞金支給事業
- 共同募金（一般募金助成事業）
- 共同募金（歳末たすけあい支援事業）

重点目標②／「共助力の醸成と福祉課題の解決」

【主要事業】

- 福祉委員活動支援
- 地区社会福祉協議会の活動支援
- 生活支援体制整備事業
- 福祉座談会

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

地域住民がいつまでも住み慣れた地域で、安全に、安心して可能な限り自立した生活を送っていくためには、サービスを提供するための環境づくりが必要となります。

本会では、高梁市から委託を受け、福祉移送サービス事業や給食サービス事業といった在宅生活を支える公的な福祉サービスを提供するとともに、複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、高梁市生活あんしんサポートセンターを高梁総合福祉センターに設置し、相談者に寄り添った支援を展開し、個別の福祉課題の解決に努めています。

人口減少に伴う、世帯構造の変化等により、生活や人権に関する課題解決が難しくなる中、本会では、地域住民が気軽に相談できる環境を整備し、地域格差のない生活支援サービスの提供を目指していきます。また、複雑な課題を抱えた世帯の問題や「制度のはざま」といわれる問題については、多職種間の協働により包括的に支えていく相談支援体制の確立を目指していきます。

重点目標①／在宅生活を支える生活支援サービスの提供

【主要事業】

- 高梁市福祉移送サービス事業
- 高梁市給食サービス事業
- 高梁市寝具洗濯乾燥消毒事業
- 高梁市健やか高齢者生きがい支援事業
- ちょこっとお助けサービス事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業

重点目標②／各種相談事業の充実

【主要事業】

- ふれあい相談事業
- 福祉資金貸付事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- 高梁市生活あんしんサポートセンター

基本目標 4 地域福祉活動を支える体制づくり

近年、NPOや企業の福祉参入などに伴い地域福祉の担い手が多様化する中、本会では、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として、広報紙「ふれあい福祉」の発行やホームページの更新、また多様なメディアを活用するなどして、本会の活動PRに努め、地域住民とともに地域福祉活動を推進しています。

しかしながら、各地区で実施しているニーズ調査結果の中には、「社会福祉協議会についてもっとアピールしてもよいのではないか。地区社会福祉協議会や福祉委員に携わっていない限り、社会福祉協議会がどういった活動をしているのかわからない」「事業の詳細を知りたい」といった社会福祉協議会の認知に係る意見がありました。

本会では、多くの地域住民に社会福祉協議会が果たす役割を理解していただくため、積極的な広報活動を継続して実施することはもちろんのこと、常に社会変化に対応した情報が提供できるよう、地域に目を向け、出向き情報収集に努めるとともに、わかりやすい情報発信を行い、地域福祉の担い手や更には社協会員の増強を目指していきます。

重点目標①／福祉に関する広報啓発活動の推進

【主要事業】

- 企画広報事業
- 福祉功労表彰

重点目標②／賛助会員制度の普及と会員加入の促進

【主要事業】

- 賛助会員制度

4. 実施計画

(1) 基本目標1 地域で活躍できる人づくり

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
重点目標① ボランティアの育成と活動の活性化						
【ボランティアセンター事業】 ボランティアに関する情報を発信し、ボランティアの登録を促進します。また、保険料や活動費の助成を行うとともに、ボランティアの育成を図るため、養成講座や研修会を開催します。	■個人登録者数					寄附金
	22	24	26	28	30	
	■団体登録数					
	100	100	100	100	100	
	■研修会・養成講座等の開催					→
	先進的な事例の発表や専門的な研修会、ボランティア同士の交流会を開催し、ボランティアやボランティアリーダーの育成に努めます。					
【児童・生徒のボランティア活動普及事業】 社会福祉についての理解と関心を高めるため、市内の小・中・高校をボランティア協力校に指定します。	■協力校の指定					→
	市内の小・中・高校、教育委員会と連携を図り、福祉教育を推進する協力校の取り組みを支援をします。					
【夏のボランティア体験事業】 生徒・学生の夏休みを利用し、社会福祉について理解を深めるとともにボランティア活動に積極的に参加できる場を提供します。	■事業実施					→
	生徒・学生が、ボランティア活動に積極的に取り組めるよう、学校や教育委員会、各関係機関との連携強化に努め、福祉教育を推進します。					
【福祉出前講座】 福祉の心を育てるため、ボランティア団体等と連携を図り、市内の小・中・高校や各地域に向き、福祉に関する講座を行います。	■実施回数					寄附金
	28	30	32	34	36	
【災害ボランティアセンター事業】 大規模な地震や水害等災害時にボランティアによる復興支援を行います。	■災害ボランティアセンターの仕組み作り					→
	実施					
	■災害ボランティアの登録・育成					
	→					寄附金
	災害時に備え、災害ボランティアセンターの位置づけを明確にし、災害ボランティアの登録・育成を行います。					

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
重点目標② 生涯に渡り地域で活躍できる社会参加の支援						
<p>【高梁市シルバー人材センター事業】 高齢者の豊かな知識・経験・技術を活用した就業機会の提供及び生きがいと社会参加を促進します。</p>	■会員数					市受託料
	257	252	247	247	247	
	■延受注件数					
	1,875	1,856	1,837	1,837	1,837	
	■延就労人数					
	15,937	15,774	15,611	15,611	15,611	
	広報を強化し、会員確保に努め、適切なサービスを提供します。					
■講習会の開催						
						
会員の技術向上及び事故防止と安全適正就業を推進するため、安全講習や技術講習などの専門講習会を定期的で開催します。						
<p>【老人クラブ活動支援】 高梁市老人クラブ連合会及び各地域老人クラブの活動について自主運営の支援を行います。</p>	■自主運営の支援					—
						
老人クラブ会員による自主運営を支援します。						

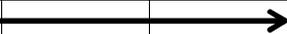
(2) 基本目標2 手と手をつなぐ地域づくり

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
重点目標① 「ささえあい・たすけあい」で繋がる地域福祉の推進						
【ふれあい福祉講座】 「ささえあい・たすけあいによる福祉のまちづくり」を目指し、福祉委員等の研修の場として開催します。	■ふれあい福祉講座の開催  先進的な事例の発表などにより、各地区における福祉委員活動や地区社会福祉協議会活動などの活性化を図ります。					賛助会員 会費
【ふれあいサロン事業】 地域住民が、身近な集会所等でお互いを尊重し、安心していきいきと暮らせる地域づくりを行うふれあいサロンに対し助成を行います。	■設置数 130 135 140 145 150 地域住民の交流及び閉じこもりや引きこもりを防止するため、ふれあいサロンの開設を促進します。 ■リーダー育成  事業の充実を図るため、意見交換会を開催し、運営リーダーを育成します。					賛助会員 会費
【子育て支援事業】 子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間づくりや互いに支え合う仕組みづくりを行うサロンに対し助成を行います。	■事業実施  少子化や核家族化による子育て家庭などの育児不安の解消を図る子育てサロンを支援します。					賛助会員 会費
【敬老事業】 長寿を祝い実施する敬老会に対し助成を行います。	■事業実施  地域の繋がりや高齢者福祉の推進を図るため、敬老会の開催を支援し、敬老意識の高揚に努めます。					賛助会員 会費 市受託料
【敬老祝い品贈呈事業】 88歳を迎えられた方に、敬老の日を中心に記念品の贈呈を行います。	■事業実施  高齢者福祉増進のため、福祉委員の協力を得て事業を推進します。					賛助会員 会費
【災害等見舞金支給事業】 自然災害や火災により被害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。	■事業実施  迅速に見舞金を支給します。 ■事業の見直し 実施  他制度との整合を図るため事業の見直しを検討します。					賛助会員 会費
【共同募金（一般募金助成事業）】 地域で活動する福祉・ボランティア団体等へ運営費・活動費の助成を行います。	■事業実施  地域で活動する多くの団体へ助成を行うため、公募方式により助成を行います。					配分金

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
<p>【共同募金（歳末たすけあい支援事業）】</p> <p>新たな年を迎える時期に、寝たきり等への慰問金支給のほか、福祉・ボランティア団体等へ活動費の助成を行います。</p>	<p>■事業の見直し</p>					配分金
	統合	→				
	一般募金助成事業への統合を検討します。					
<p>重点目標② 共助力の醸成と福祉課題の解決</p>						
<p>【福祉委員活動支援】</p> <p>小地域での福祉活動の推進を図るため、各町内会へ福祉委員の設置を促進し、福祉委員活動の支援を行います。</p>	<p>■設置</p>					賛助会員会費
	→					
	全町内会に福祉委員を設置するため、未選出町内会に出向き、福祉委員活動の説明を行います。					
	<p>■活動支援</p>					市補助金
→						
福祉委員連絡会総会等で福祉委員活動への理解を深めるとともに、福祉委員証を発行し、委員の意識高揚と役割の明確化を図り、小地域での福祉活動を推進します。また、活動中の事故等の補償のためボランティア活動保険への加入、町内会に対しての福祉委員活動費の支給を行います。						
<p>■福祉委員連絡協議会の開催</p>					市補助金	
→						
福祉委員連絡会相互の連携により、総合的かつ効果的な地域福祉活動を行うことを目的に開催します。						
<p>【地区社会福祉協議会の活動支援】</p> <p>地域福祉推進の基盤組織として、各地区の実状に合った福祉活動の推進を支援します。</p>	<p>■地区社会福祉協議会会長並びに役員連絡会議の開催</p>					市補助金
	→					
	市社協と地区社協の意見交換の場を設け、情報提供等を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。					
	<p>■ご近所見守りネット事業の推進</p>					市補助金
	→					
	福祉委員を含む地区社協構成員が、定期的に集まり、地域の実状に合った見守り活動を推進します。					
<p>■お助け隊派遣事業の推進</p>					市補助金	
→						
全地区設置						
地域住民が相互に協力し、身近な困りごとの解決に向けた取り組みができるよう支援します。						

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
【生活支援体制整備事業】 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進します。	■事業実施					市受託料
					→	
	市内14地区の地区社会福祉協議会へ設置した「第2層協議体」に生活支援コーディネータを配置し、資源開発、ネットワーク構築等を通じて各地区の実状に合ったサービス提供の整備を推進します。					
	■小地域福祉活動計画の策定推進					市受託料
					→	
	地区社会福祉協議会が実施する事業を計画的に推進するとともに地域住民に周知し、活動への参画を図るため、小地域福祉活動計画の策定を推進します。					
【福祉座談会】 地域福祉活動計画の推進を図るとともに、地域住民が地域の福祉課題を把握・共有し、問題解決に向けた取り組みを推進するために開催します。	■事業実施					寄附金
					→	
	地区社会福祉協議会と連携し、福祉座談会を開催します。					

(3) 基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
重点目標① 在宅生活を支える生活支援サービスの提供						
<p>【高梁市福祉移送サービス事業】 高齢者や障害者等の外出及び社会参加の促進を図るため、ドア・ツー・ドアによる移送サービスを提供します。</p>	■延利用者数					市受託料
	5,058	5,058	5,162	5,162	5,162	
	■運転ボランティア数					
	75	75	75	75	75	
	運転ボランティアを確保・育成し、適切なサービス提供を行います。					
	■市内一体的な運行管理等の検討					
	検討 					
市内一体的なサービス提供体制の整備を検討し、より合理的な運行管理を行います。						
■専門研修の開催						
						
安全運転に関する研修等により運転技術の向上を図ります。						
<p>【高梁市給食サービス事業】 調理が困難な高齢者や障害者等へ宅配による食事の提供を行い、食生活の安定を図ります。また、宅配時に安否確認を行います。</p>	■延配食数					市受託料
	32,000	32,000	33,000	33,000	33,000	
	■年間利用実人数					
	350	350	360	360	360	
	■配食ボランティア数					
	560	560	570	570	570	
	民生委員児童委員等と連携し、適切なサービス提供を行います。					
■市内一体的なサービス提供の検討						
検討 						
給食サービスの未実施地域の解消や配食回数の統一等市内一体的なサービス提供を検討します。						
<p>【高梁市寝具洗濯乾燥消毒事業】 寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の世帯に対し、寝具の丸洗い、消毒乾燥を行います。</p>	■利用実人数					市受託料
	367	374	381	388	395	
関係機関と連携し、適切なサービス提供を行います。						
<p>【高梁市健やか高齢者生きがい支援事業】 体の弱い高齢者や身体の不自由な方の健康の保持、介護予防、社会参加促進のため、通所によるサービスを提供します。</p>	■利用延人数					市受託料
	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	
関係機関と連携し、適切なサービス提供を行います。						

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
【ちょこっとお助けサービス事業】 日常生活を営むために援助が必要な高齢者等に買物や外出時の援助、家屋等の軽微な修繕などのサービスを提供します。	■利用延人数					市受託料
	270	290	290	290	290	
	関係機関と連携し、適切なサービス提供を行います。					
	■サービス提供体制の検討					
	検討				→	
	お助け隊派遣事業の動向によりサービス提供体制の在り方を市と協議します。					
【介護予防・日常生活支援総合事業】 要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減、悪化の防止及び地域における自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりの状態にあった事業やサービスを提供します。	■総合事業ケアマネジメント					市受託料
	→					
	心身の状況や置かれている環境等に合せて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要なプランを立てます。					
	■総合事業ミニホームヘルプサービスの実施					市受託料
→						
訪問介護員による生活支援のみのサービスを提供します。						
■総合事業ミニデイサービスの実施					市受託料	
→						
自立生活の促進、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ることを目的に体操やレクリエーション等を行います。						
重点目標② 各種相談事業の充実						
【ふれあい相談事業】 心配ごとの解消のため、ふれあい相談を実施し、助言等の支援を行います。	■事業実施					賛助会員 会費
	→					
関係機関と連携し、適切な相談支援を行います。						
【福祉資金貸付事業】 本会独自の財源をもって生計困難者に対し、必要な資金の貸付を行い、自立更生の支援を行います。	■事業実施					寄附金
	→					
民生委員児童委員と連携し、適切な相談支援を行います。						
【生活福祉資金貸付事業】 生計困難者に対し、必要な資金の貸付を行い、自立更生の支援を行います。	■事業実施					県社協 受託料
	→					
民生委員児童委員と連携し、適切な相談支援を行います。						
【日常生活自立支援事業】 認知症・知的・精神障害等により、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続きが難しい方に、生活に必要な預貯金の出し入れや福祉サービスの利用援助などの支援を行います。	■利用実人数					県社協 受託料 市補助金
	15	16	16	17	17	
	生活支援員の資質向上を図り、適切な支援を行います。					

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源
	H31	H32	H33	H34	H35	
【高梁市生活あんしんサポートセンター】 経済的問題、健康問題、家庭問題等様々な問題を抱えている生活困窮者の相談に応じ、必要な支援を行います。	■自立相談支援事業の推進					市受託料
	→					
	相談者が抱える課題を把握し、他制度・他機関へのつなぎを含めて自立に向けた計画を立て、継続的に支援を行います。					
	■家計改善支援事業の推進					
	→					
	相談者とともに家計の状況を確認し、生活の再生に向けた計画を立て、必要な情報提供や助言・指導等を行うことにより、相談者が自ら家計を管理できるよう支援を行います。					

(4) 基本目標4 地域福祉活動を支える体制づくり

事業名及び事業概要	年次計画（数値目標・方策）					主な財源					
	H31	H32	H33	H34	H35						
重点目標① 福祉に関する広報啓発活動の推進											
【企画広報事業】 本会が実施する事業の広報や社会福祉に関する情報を提供します。	■ 広報紙の発行					寄附金					
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td> </tr> </table> 広報紙を年6回発行します。										
					→						
【福祉功労表彰】 地域社会福祉向上に顕著な功績があった個人・団体を表彰します。	■ 情報発信の充実強化					寄附金					
	<table border="1"> <tr> <td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td>→</td> </tr> </table> ホームページの充実を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用等迅速に情報を提供する仕組みを検討します。						検討	実施			
検討	実施				→						
【福祉功労表彰】 地域社会福祉向上に顕著な功績があった個人・団体を表彰します。	■ 表彰					寄附金					
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td> </tr> </table> 福祉・ボランティア活動等に功労のあった方々に対し、表彰状・感謝状を授与します。										
					→						
重点目標② 賛助会員制度の普及と会員加入の促進											
【賛助会員制度】 本会の目的に賛同する市民に対し賛助会員への加入を依頼し、相互扶助（ささえあい・たすけあい）の意識の高揚を図るとともに、市民参加による地域福祉活動の維持充実に努めます。	■ 普通会員数					賛助会員 会費					
	<table border="1"> <tr> <td>6,700</td><td>6,725</td><td>6,750</td><td>6,775</td><td>6,800</td> </tr> </table>						6,700	6,725	6,750	6,775	6,800
	6,700	6,725	6,750	6,775	6,800						
■ 法人会員数											
<table border="1"> <tr> <td>275</td><td>280</td><td>285</td><td>290</td><td>295</td> </tr> </table> 社会福祉協議会の事業の周知を図り、理解と協力を促し、賛助会員数の増加を図ります。					275	280	285	290	295		
275	280	285	290	295							

【参考 高梁市社会福祉協議会が取り組む介護保険事業】

事業名	事業概要	主な財源
居宅介護支援事業	<p>要介護・要支援認定を受けた利用者に対し、適切なケアプランを作成し、介護保険サービスやその他の福祉サービスが円滑に利用できるように支援します。</p> <p>【事業所名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所たかはし ・居宅介護支援事業所かわかみ ・居宅介護支援事業所びっちゅう 	介護保険報酬
訪問介護事業	<p>訪問介護員（ホームヘルパー）が、介護を希望される方の自宅を訪問し、住み慣れた自宅で自立した生活が継続できるよう身体介護や生活援助のサービスを提供します。</p> <p>【事業所名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所 	介護保険報酬 自立支援報酬
訪問入浴介護事業	<p>住環境や健康状態により外出して入浴サービスを受けることが困難な利用者に対し、自宅へ入浴車で訪問し、在宅生活を支援するために、入浴サービスを提供します。</p> <p>【事業所名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴事業所たかはし 	介護保険報酬
通所介護事業	<p>ご自宅まで送迎を行い、介護施設で入浴・食事・排泄の介助や生活機能向上のためのサービスを提供します。</p> <p>【事業所名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巨瀬デイサービスセンター ・川上デイサービスセンター ・備中デイサービスセンター 	介護保険報酬

認知症対応型共同生活介護事業	<p>認知症により、在宅での生活が困難になった方が同じような症状を持つ方や介護する職員と共に共同して生活する場を提供します。</p> <p>【事業所名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームささゆり苑 	介護保険報酬
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減、悪化の防止及び地域における自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりの状態にあった事業やサービスを提供します。</p> <p>【サービスの種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業ホームヘルプサービス ・総合事業デイサービス 	介護保険報酬

5. 計画の推進に向けて

(1) 法人運営体制の充実強化

①社会福祉協議会の運営体制の強化

平成29年4月1日からの社会福祉法人制度改革により「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組を実施する責務」など運営体制の強化が求められました。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として設置された法定の機関であり、行政と協調・相互補完しながら、社会福祉の構築及び安心・安全な地域社会実現のための諸活動を担う組織として活動してきました。

制度改革の趣旨を踏まえながら、引き続き地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に率先して取り組んでいかなければなりません。

②法人運営における意識改革

少子・高齢化、過疎化が進む地域社会において、社会福祉協議会と社協職員に寄せられる地域からの期待は、大きくなってきています。

このため、本会では、体系化された階層別の研修（表16参照）や職員個々の能力開発に関する研修を実施し、資質向上に努めています。

引き続き、職員一人ひとりが社会福祉協議会の役割を理解し、自覚と責任を持ち、意欲的に職務を遂行し、信頼される職員の育成に努めていきます。

また、制度改革により理事会・評議員会の役割及び理事・監事・評議員の権限や責任が明確化されるなど運営体制の強化等が図られたため、社会福祉法人の役員としての職責を理解し、本会が運営する事業に対し、研修の機会を設け、役職員一丸となって「強く、健全な組織づくり」に努めていきます。

【表16】

研修時期	採用時	採用から 3-5年	主任係長 昇格時	管理職 昇格時
研修名	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修（初任者コース）	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修（中堅コース）	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修（チームリーダーコース）	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修（管理職員コース）

③安定した活動財源の確保

本会は、地域代表や福祉関係者、行政等の参画により、公共性と公益性の高い事業を非営利で展開しており、主な活動財源は、賛助会員会費や寄附金、補助金、受託料、共同募金配分金などであり、高梁市からの補助金、受託料が主な収入源となっています。（図8参照）

本会の自主財源である賛助会員会費、寄附金については、どちらも5%程度

の割合となっており、賛助会員会費（図9～図11参照）については横ばい、寄付金（図12参照）については減少傾向にあります。今後も人口減少に伴い、収入が減少すると考えられます。

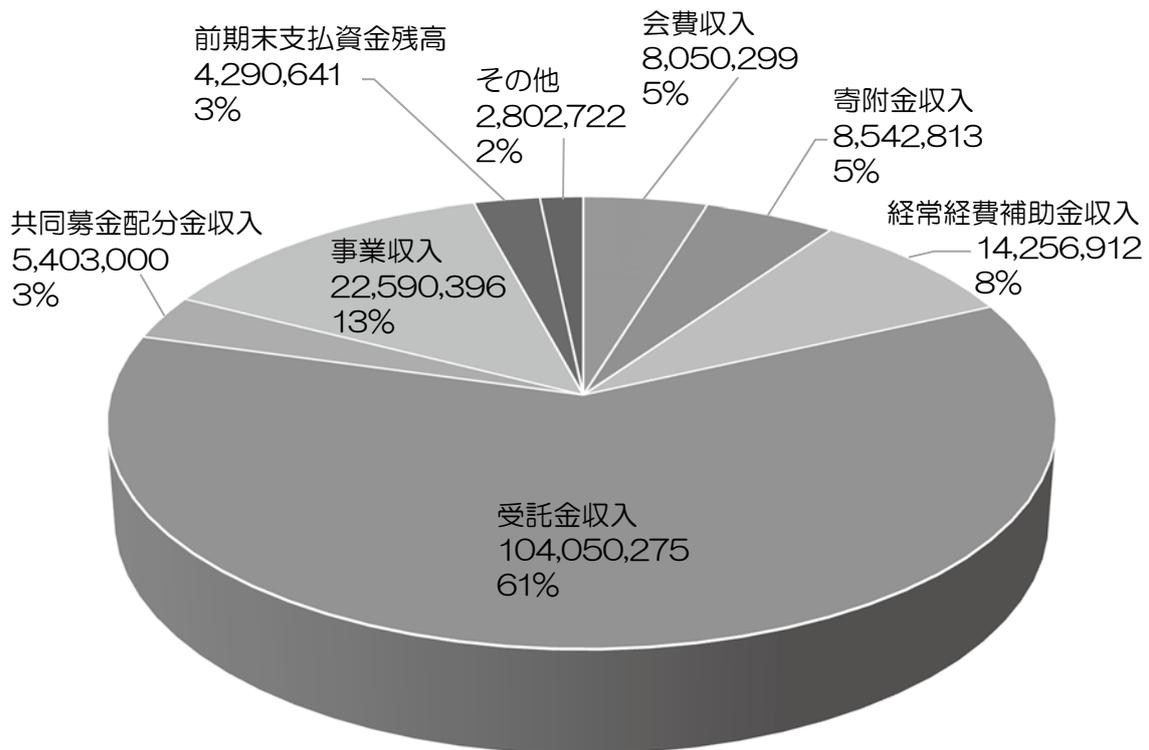
このような状況の中、本会の財務状況を職員一人ひとりが認識し、限られた財源で、社会情勢にあった事業を展開していくため、事業の見直し、各種経費の節減等を図りながら引き続き、各種サービス水準の維持向上を原則に最小の経費で最大の効果を上げるよう、事務事業の創意工夫に努めていきます。

また、賛助会員会費、寄附金といった自主財源の確保に努めていくために、地域住民に対し本会の地域福祉活動への理解を図ります。

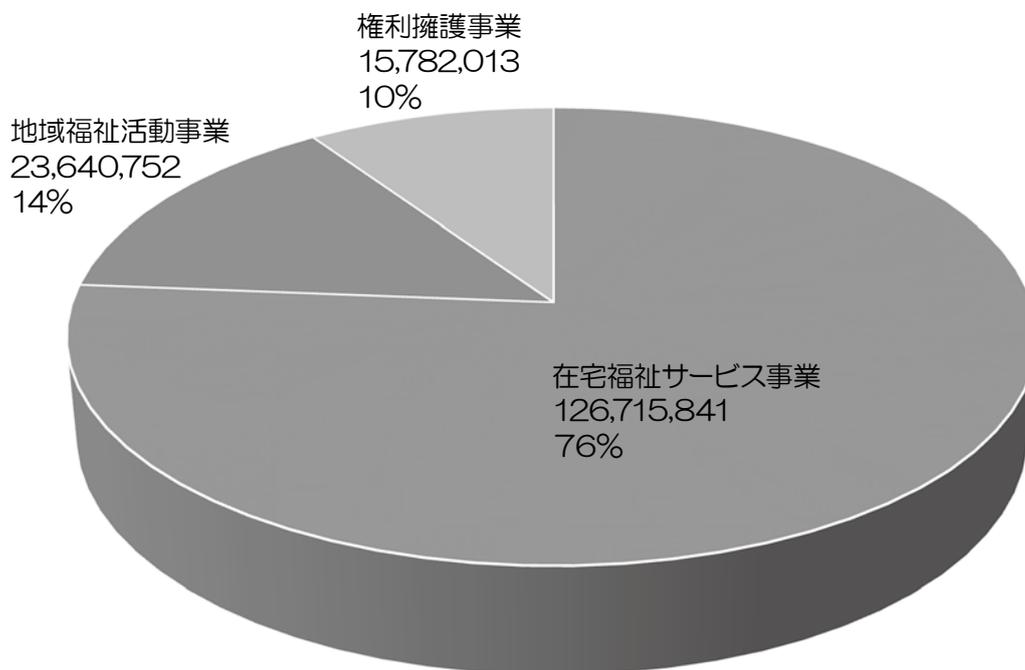
併せて、補完性の原則から、市に対して本会の地域福祉活動への理解を図り、公費の安定的な支援を求め、市とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組んでいきます。

【図8 地域福祉事業 収入・支出の状況（平成29年度）】

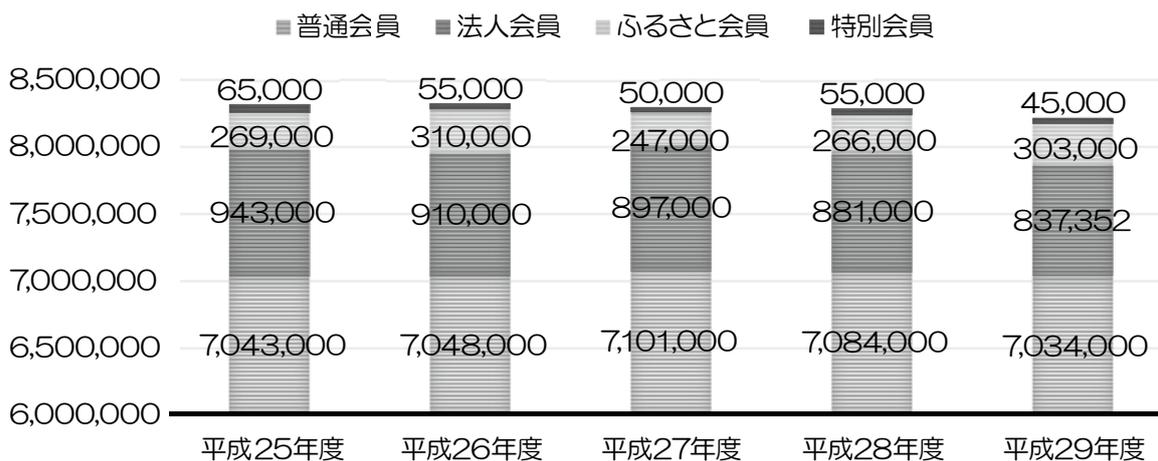
（収入） 169,987,058円



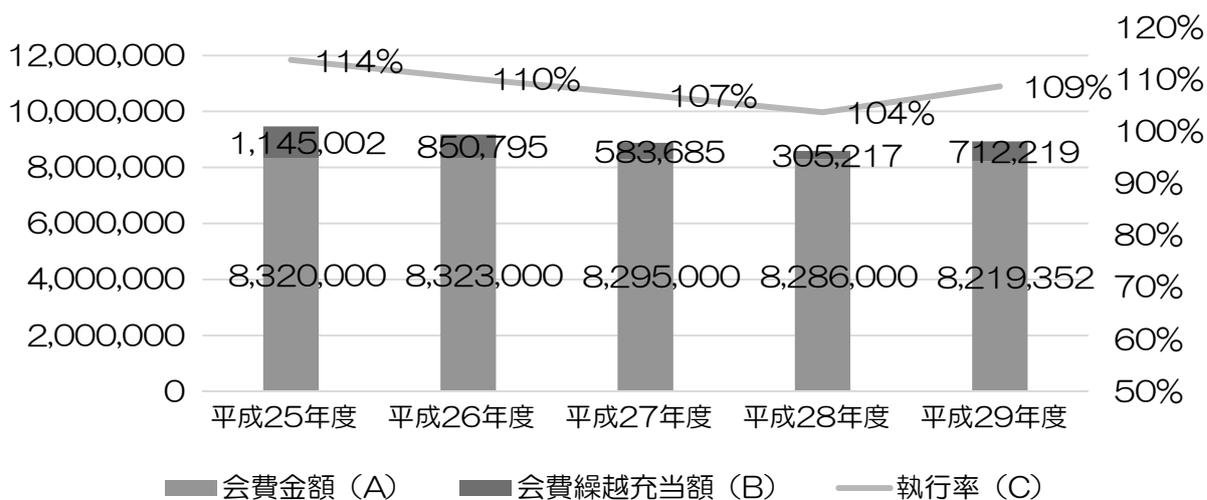
(支出) 166,138,606円



【図9 賛助会員会費実績】

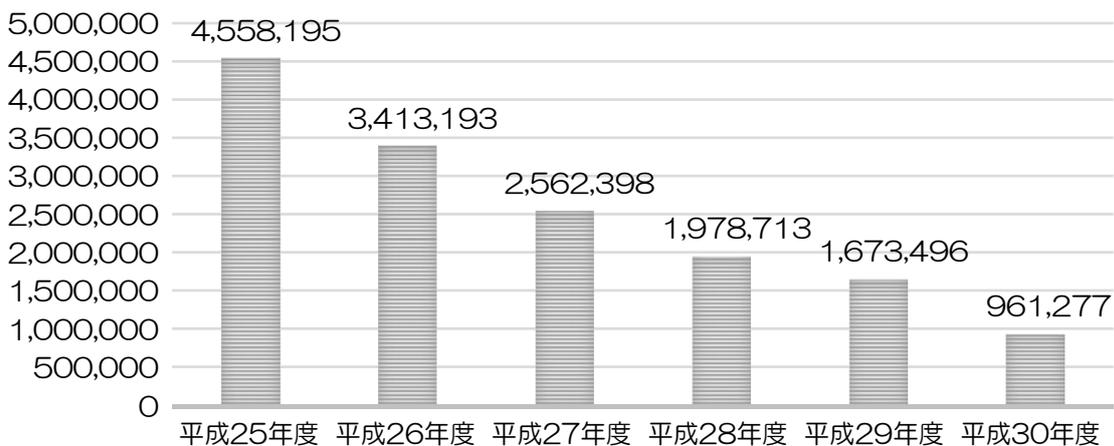


【図10 賛助会員会費充当状況の推移】

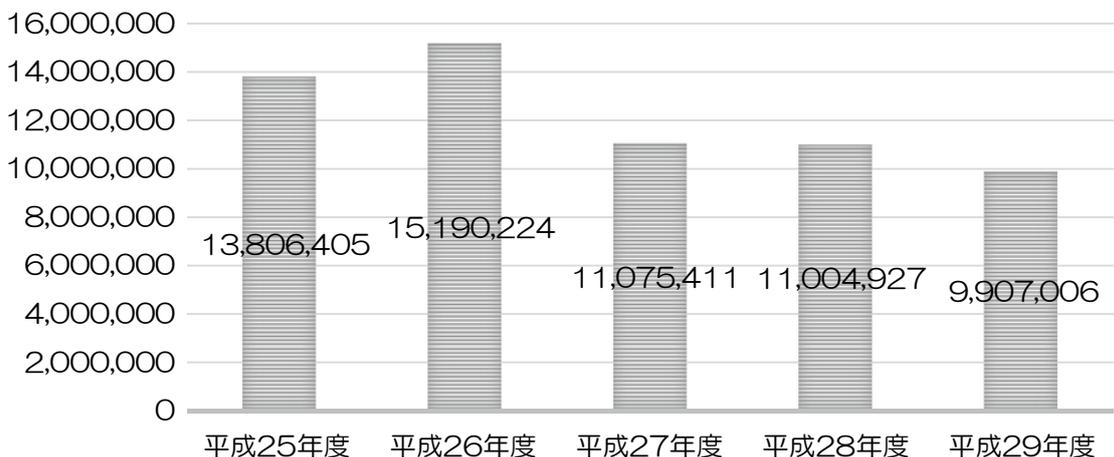


※執行率 (C) = 会費金額 (A) + 会費繰越充当額 (B) / 会費金額 (A)

【図11 賛助会員会費繰越金の推移】



【図12 寄付金実績】



(2) 計画の総合的な推進と評価

①計画の理解と普及

本会が地域福祉を推進する上で、地域福祉活動計画の目指す方向性や取り組みについて、役職員をはじめ、地域福祉活動の主体となる個人や団体など、関係するすべての人が共通理解をもつ必要があります。

そのために、広報紙やホームページ、福祉座談会などあらゆる機会を通じて計画を広く周知するとともに地域が抱える福祉課題の把握に努め、計画を推進していきます。

②計画の進捗管理と評価体制の整備

地域福祉活動計画を実行性のあるものとして推進するとともに、限られた財源を有効に活用していくために、本会では、毎年、事業ごとに定めた数値目標や方策についてPDCAサイクルによって進捗管理を行います。そして、社会福祉委員会において各事業の評価を行い、重点的に推進をする事業、見直しや統合、廃止する事業を明確にし、効率的な事業推進を行います。

③事業成果の公表

地域住民に本会への理解をより一層深めていただくために、各事業の進捗状況や事業成果について、広報紙やホームページなどを通じて公表し、事業の透明性を図っていきます。また、地域住民から寄せられた意見などを検討し、事業の見直しに活用していきます。

6. 資料

(1) 地域福祉活動計画策定委員会

①設置要綱

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成24年5月22日
要綱第5号

(設置)

第1条 地域福祉の総合的な推進を目指して、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、本市における地域福祉活動計画を円滑に策定するため、高梁市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定及び推進に関すること
- (2) 地域福祉活動計画の調査及び啓発に関すること
- (3) その他、地域福祉活動の推進に必要と認められる事項に関すること

(組織及び職務)

第3条 委員会は次に掲げる区分のうちから、本会会長が委嘱した委員15人以内をもって組織する。

- (1) 地域の住民福祉団体・地縁組織
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 行政関係機関
- (4) 学識経験者
- (5) ボランティア・当事者組織
- (6) 前各号に掲げる区分のほか、地域福祉に関する関係団体等

2 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉活動計画策定完了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(顧問)

第6条 委員会は、委員会に助言を求めため、顧問を置くことができる。

2 顧問は 地域福祉に関し識見又は経験を有する者のうちから、本会会長が委嘱又は任命する。

3 顧問の任期は、地域福祉活動計画策定完了時までとする。ただし、顧問が欠けた場合における補欠顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程(平成17年規程第8号)を準用する。ただし、学識経験者については、予算の定める範囲内で支給することができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会地域福祉課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則(平成24年要綱第5号)

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

②委員等名簿

高梁市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

区 分	団体名等	職名	氏 名
地域の住民福祉団体・地縁組織	松原地区社会福祉協議会	会 長	東 敬二 (副委員長)
	高梁市民生委員児童委員協議会	協議員	渡邊日出治
	高梁市福祉委員連絡協議会	副会長	笹田 敏宏
	高梁市愛育委員会連合会	副会長	森末 敏恵
	高梁市栄養改善協議会連合会	会 長	長江 絹代
	高梁市老人クラブ連合会	会 長	太田 聖眼
	高梁市PTA連合会	副会長	難波 徹
保健・医療関係機関	岡山県備北保健所	所 長	川井 睦子
学識経験者	吉備国際大学保健医療福祉学部 社会福祉学科	教 授	石田 敦 (委員長)
ボランティア・当事者組織	有漢町ボランティアあじさいの会	会 長	森岡志乃婦
	高梁市身体障害者福祉協会	副会長	三村 睦男
行政関係機関	高梁市健康福祉部	参 与	丹正さとみ
	高梁市健康福祉部	次 長	横山 浩二
	高梁市健康福祉部	健康づくり 課 長	奥野真由美
	高梁市健康福祉部	介護保険 課 長	高原あゆみ

【顧 問】

団体名	役 職	氏 名
高梁市健康福祉部	部 長	宮本 健二
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会地域福祉部	副部長	吉田 光臣

【事務局】

所 属	役 職	氏 名	備 考
	事務局 長	野口 悦司	
	事務局次長	藤本 和義	
	事務局次長	江草 秀幸	
地域福祉課	課長補佐	川上 麻美	
地域福祉課	地域福祉係長	横林 史典	
介護保険課	課 長	岡崎 宏子	
成羽支所	支 所 長	藤原 俊孝	

(2) 地域福祉活動計画策定委員会ワーキングチーム

① 設置要綱

地域福祉活動計画策定ワーキングチーム設置要綱

平成23年12月6日
要綱第9号

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が本市において地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、円滑な業務の遂行を図ることを目的に「地域福祉活動計画策定ワーキングチーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に係る情報収集及び調査
- (2) 計画策定の推進に関する検討
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(設置期間)

第3条 チームの設置期間は、計画の策定が完了するまでとする。

(構成)

第4条 チームは、本会職員のうちから総括者、副総括者及び構成員若干人をもって組織する。ただし、辞令の交付は行わない。

- 2 総括者に、地域福祉課長をもって充てる。
- 3 副総括者は、構成員のうちから互選する。
- 4 副総括者は、総括者を補佐し、総括者に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 構成員は、総務課、地域福祉課、介護保険課、有漢支所、成羽支所、川上支所、備中支所それぞれ1名をもって充てる。
- 6 総括者が必要と認めるときは、関係職員を参画させることができる。

(会議)

第5条 チームの会議は、総括者が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、総括者がこれに当たる。
- 3 総括者は、必要により関係機関の職員の参画を求めることができる。

(協力義務)

第6条 チームの業務の遂行について課等の長は、積極的にその運営に協力し、目的完遂を援助しなければならない。

(報告)

第7条 チームの総括者は、その作業の進行状況について随時本会会長（以下「会長」という。）に報告し、その指示を受けるものとし、業務を達成したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、地域福祉課において行うものとする。

(その他)

第9条 チームの運営に関し必要な事項は、総括者が別に定める。

附 則（平成23年要綱第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

②名簿

【高梁市社会福祉協議会地域福祉活動計画ワーキングチーム名簿】

所 属	役 職	氏 名	備 考
	事務局次長	江草 秀幸	総括者
地域福祉課	地域福祉係長	横林 史典	
地域福祉課	地域福祉係主任	大塚 章子	
地域福祉課	相談支援係主任	村上小代子	
総務課	主 事	櫻 彰朗	
介護保険課	課 長	岡崎 宏子	
有漢支所	支 所 長	島田 一	
成羽支所	支 所 長	藤原 俊孝	副総括者
川上支所	支 所 長	宮本恵美子	
備中支所	支 所 長	岡田 幸子	

【事務局】

所 属	役 職	氏 名	備 考
	事務局次長	江草 秀幸	
地域福祉課	地域福祉係長	横林 史典	
地域福祉課	地域福祉係主任	大塚 章子	

③策定経過

年 月	市民参加等	策定委員会	理事会・評議員会 ワーキングチーム等
平成30年 1月	福祉座談会 ・市内14会場 ・1/26~2/19		
6月			第1回ワーキングチーム (6/5) 第2回ワーキングチーム (6/25)
10月		第1回策定委員会 (10/22)	第3回ワーキングチーム (10/24) 第4回ワーキングチーム (10/31)
11月		第2回策定委員会 (11/19)	第5回ワーキングチーム (11/5)
12月		第3回策定委員会 (12/17)	
平成31年 1月	福祉座談会 ・市内14会場 ・1/24~2/15	第4回策定委員会 (1/28)	
2月	パブリックコメント 募集 ・2/20~3/5	第5回策定委員会 (2/18)	
3月		第6回策定委員会 (3/12)	理事会 (3/20) 評議員会 (3/27)

(3) 用語解説

■ガバナンス

統治。支配。管理。また、そのための機構や方法。

■協議体

コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場で、コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

■コーホート要因法

ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生残率（死亡率の反対）と出生率（また、必要な場合には移動率も）を適用して将来人口を計算する方法。

■社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。社会福祉基礎構造改革により、抜本の見直しが図られ、平成12年に法律名も「社会福祉事業法」から「社会福祉法」となった。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、市町村が定める活動区域ごとに、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施するもの。

■ソーシャルアクション

社会活動法。社会福祉の間接援助技術のひとつ。社会の中で不適切であったり、不足していたりする法律や制度、施設などの社会資源や社会サービスの改善、充足を求めて、当事者や一般住民を含める支援者とともに行政機関に対して組織的に働きかける技術。

■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定に必要な援助を行う機関として設立された。業務を担うのは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等であるが、各専門職が連携して介護予防マネジメント、各種相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント等の業務を行う。

■パートナーシップ

協力関係、共同、提携

■補完性の原理

決定や自治などをできるかぎり小さい単位でおこない、対応できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念。

■NPO

Non Profit Organization の略称。民間非営利組織のこと。利益拡大のためではなく、使命実現のために活動するという組織原理をもつ。狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO 法人）として設立された組織を指し、一般的にはボランティア団体や市民活動団体も含まれる。広義にとらえれば、社会福祉法人や社団法人などの法人や町内会や自治会なども含まれる。

■PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認）、Act（処置・改善）の4段階からなる管理手法で、それぞれの頭文字をとってPDCA サイクルと呼ばれる。のみをより大きな単位の団体で補完していくという概念。

■SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。



高梁市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画

平成 31 年 3 月発行

編集・発行 社会福祉法人高梁市社会福祉協議会

〒716 - 0029 高梁市向町 21 - 3

TEL : 0866 - 22 - 7243 FAX : 0866 - 22 - 0845